

～給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント（資料）～

令和 8 年 10 月
岩手県人事委員会

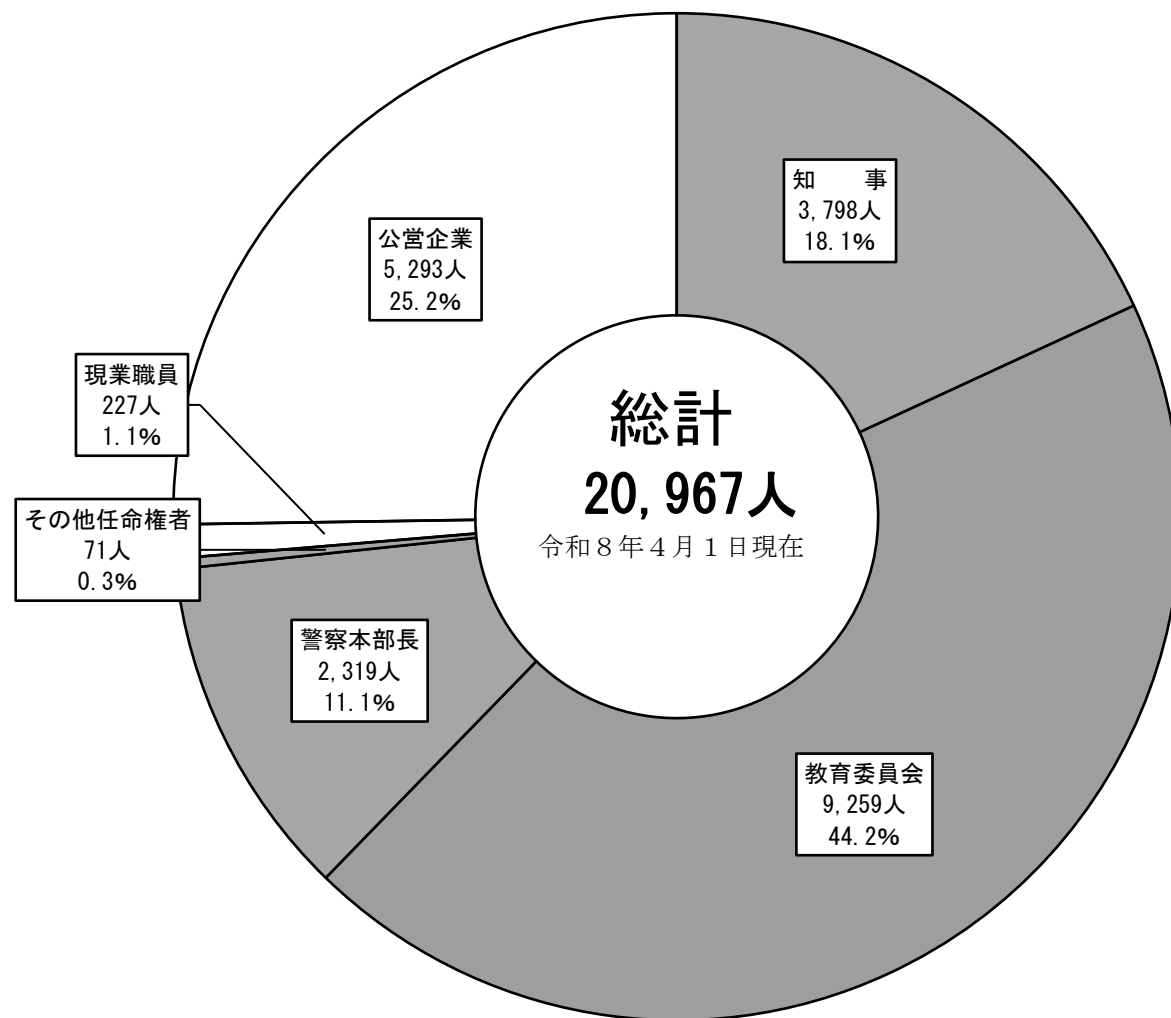
目次

給与勧告制度の仕組みと本年の勧告

1	給与勧告の対象職員	1
2	給与勧告の手順	2
3	公民給与の比較方法（ラスパイレス比較）	3
4	本年の給与改定	4
5	モデル給与例	5
6	最近の給与勧告の状況	6

1 給与勧告の対象職員

岩手県には、令和8年4月1日現在20,967人の常勤職員がいます。そのうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、公営企業（医療局、企業局）職員及び現業職員を除いた15,447人です。



勧告対象職員数 15,447人

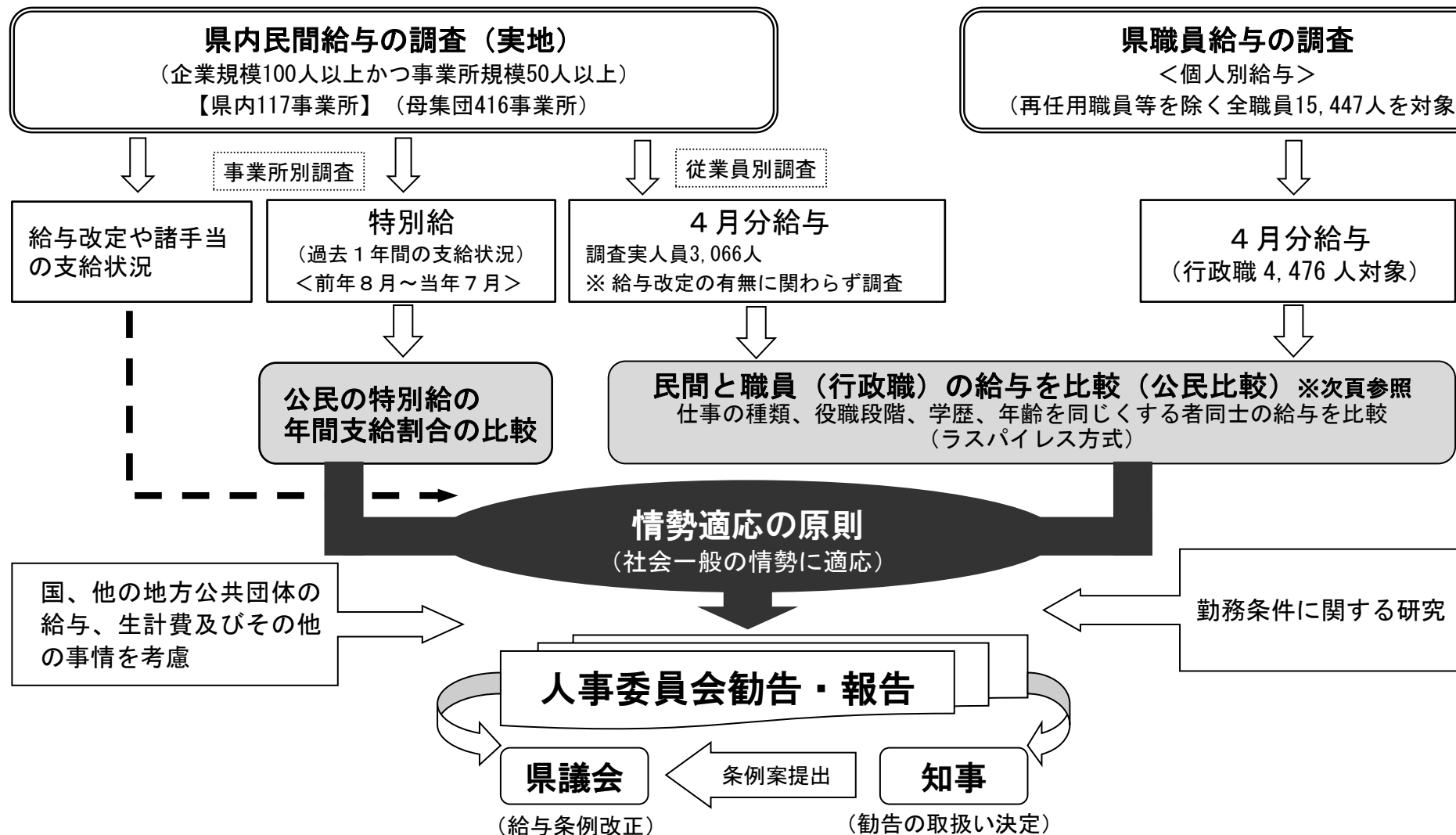
（任命権者別内訳）

知事	3,798人
教育委員会	9,259人
警察本部長	2,319人
その他任命権者	71人

※ 公営企業職員及び現業職員の給与は、給与の種類及び基準のみ条例で定められ、具体的内容は、労使交渉を経て、知事等の規則若しくは企業管理規程又は団体協約において定められます。

2 給与勧告の手順

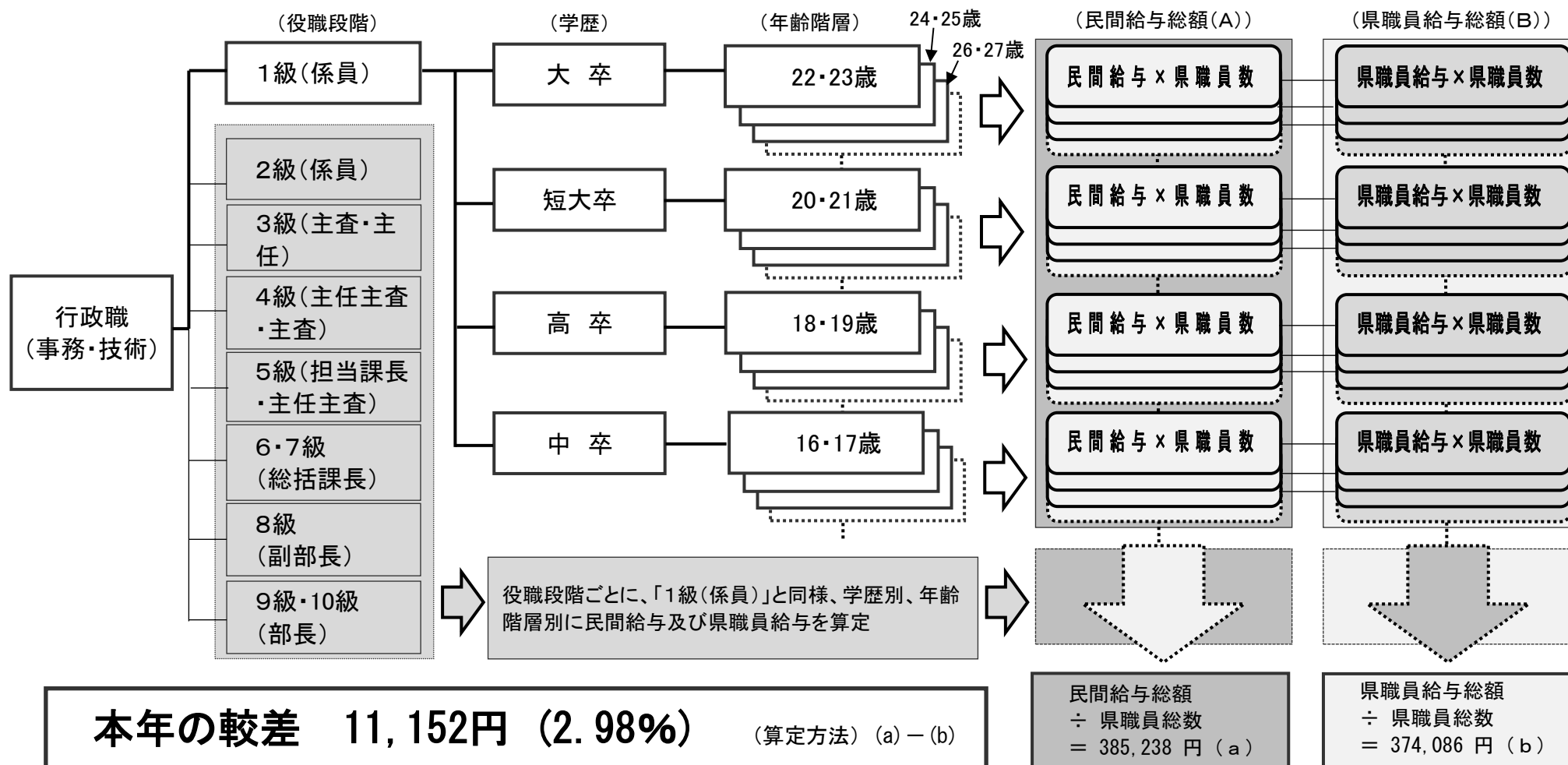
県職員と民間の給与を調査した上で、月例給については、県職員と民間の4月分の給与を精密に比較して得られた較差の解消を、特別給（ボーナス）については、民間の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に県職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に、国及び他の地方公共団体の給与等を総合的に勘案し勧告を行っています。



3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 令和8年職員給与実態調査の結果を基に算出

(注2) 令和8年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

4 本年の給与改定

- ・ 月例給について、民間給与との較差(2.98%)を踏まえ、給料表全体の水準を引き上げ、特に中堅層以上の職員について昨年を上回る改定を行うとともに、引き続き初任給を引上げ
- ・ ボーナスを民間の支給割合に見合うよう0.05月分引上げ(4.65月分→4.70月分)

1 給料表

(1) 行政職給料表

本年4月の公民較差2.98%(11,152円)を踏まえ、給料表全体の水準を引き上げ、特に中堅層以上の職員について昨年を上回る改定を行うとともに、引き続き初任給を引上げ

行政職給料表適用者に係る給与改定額：11,146円(給与改定率 2.98%)

初任給：【Ⅰ種試験(大卒程度)】249,000円(9,700円増)【Ⅲ種試験(高卒程度)】217,600円(9,600円増)

(2) その他の給料表

行政職給料表との均衡等を基本に改定

(3) 再任用職員給料表

人事院勧告を踏まえ大幅な引上げ(定年前再任用短時間勤務職員の場合 行政職給料表3級：給料月額271,800円→294,700円)

2 諸手当

(1) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、引上げ改定

(3) 期末手当・勤勉手当

民間の支給割合に見合うよう、年間支給月数を0.05月分引上げ改定(4.65月→4.70月)

(2) 宿日直手当

人事院勧告を踏まえ、勤務1回に係る支給額の限度を引上げ改定

(4) 特定任期付職員の勤勉手当

人事院勧告を踏まえ、高い成績率を適用可能とする見直しを実施

3 実施時期

- 給料表、初任給調整手当、宿日直手当：令和8年4月1日
- 期末手当及び勤勉手当：令和8年12月1日
- 特定任期付職員の勤勉手当：令和9年4月1日

4 参考

- 平均年間給与額(行政職給料表)
[平均年齢40.6歳、平均経験年数19.6年]
勧告前：6,271,000円 → 勧告後：6,482,000円
(差額 211,000円)
- 所要額(増額分) 概算額 55.9億円

5 モデル給与例

(単位：円)

役職段階	年 齢	年間給与額		年間給与額の差
		勧告前	勧告後	
係 員	18歳 (Ⅲ種試験(高卒)初任給)	3,463,000	3,634,000	171,000
	22歳 (Ⅰ種試験(大卒)初任給)	3,984,000	4,158,000	174,000
	25歳	4,153,000	4,324,000	171,000
主 任	35歳	5,266,000	5,465,000	199,000
主 査	40歳	6,124,000	6,344,000	220,000
担当課長	50歳	7,459,000	7,689,000	230,000
総括課長	55歳	8,614,000	8,878,000	264,000
副 部 長	—	10,177,000	10,482,000	305,000
部 長	—	11,844,000	12,192,000	348,000

※ 年間給与額の算定に当たっては、役職段階ごとに、役職・年齢がモデルと合致する職員が最も多く在職している級・号給を算定の基礎としています。

6 最近の給与勧告の状況

	月例給		期末手当・勤勉手当（ボーナス）	
	給与改定率（％）	改定額（円）	年間支給月数（月）	対前年比増減（月）
平成28年度	0.14	503	4.30	0.15
平成29年度	0.14	512	4.35	0.05
平成30年度	0.17	592	4.45	0.10
令和元年度	0.13	443	4.45	—
令和2年度	—	—	4.45	—
令和3年度	—	—	4.30	△0.15
令和4年度	0.29	1,010	4.40	0.10
令和5年度	1.10	3,833	4.50	0.10
令和6年度	3.11	10,952	4.60	0.10
令和7年度	3.03	10,968	4.65	0.05
令和8年度	2.98	11,146	4.70	0.05